

令和3年2月1日

感染症発生時における職員の派遣 Q & A (第2版)

変更履歴 R3.2.1 問21の答に追記、問22～問27を追加

問1 石川県の職員派遣体制の仕組みと違いはありますか。

答 石川県の職員派遣体制においては、高齢者・障がい者施設を対象としておりますが、加賀市では高齢者・障がい者施設と併せて介護・障がい者通所・訪問事業所を対象としていることが大きな違いです。

また、協力体制の仕組みでは、市と法人とで協定を締結し、市より派遣の要請等を行います。そのため、事前に派遣元法人と派遣先法人間で職員派遣等に関する契約を締結する形となります。

問2 市外所在の法人や市外の高齢者・障がい者施設・事業所等については、加賀市の応援協力体制の対象となりますか。

答 加賀市内に高齢者・障がい者施設・事業所等があれば、市外所在の法人であっても対象となります。また、市外の高齢者・障がい者施設・事業所等については、派遣元とすることは可能ですが、派遣先の対象外となります。

別紙1に想定例を記載しておりますので、そちらをご覧ください。

問3 いつまでに協定を締結すればよいのですか。

答 今後の市内でのクラスター発生に備え、早急に体制を整える必要があるため、随時受け付けを行います。

問4 派遣職員に、ある程度の要件を設けたほうが良いのではないですか。

答 事務局で、一律に要件をお示しすることは困難であるため、各施設において、応援職員として適切な職員を選定いただくようお願いします。

問5 派遣依頼はどのタイミングで行えばよいですか。

答 施設の職員または入所者等について、PCR検査を受けることが判明した時点及びPCR検査で陽性となった場合には、別紙2「新型コロナウイルス感染症発生（又は疑い）

時の市への報告及び情報共有について」を参照いただき、加賀市までご連絡ください。

その後、同一法人内での配置換え等に対応できず、職員が不足する場合に派遣依頼を行ってください。

問6 石川県の職員派遣には既に応募していますが、加賀市の職員派遣にも協力すべきですか。また、感染症が発生した際の第一報はどちらに報告すればよいですか。

答 石川県の職員派遣の協力体制に応募いただいた事業所の法人につきましては、加賀市の職員派遣の協力体制にもご協力くださるようお願いいたします。

また、感染症発生時の報告については別紙2「新型コロナウイルス感染症発生（又は疑い）時の市への報告及び情報共有について」を参照いただき、この流れに沿ってご報告ください。

問7 石川県と加賀市の両方に届出をしている際、どちらの職員派遣体制を第一に活用すればよいでしょうか。

答 介護・障がい者施設におきましては、まず石川県の職員派遣体制をご活用くださいますようお願いいたします。

石川県の職員派遣体制を活用したが派遣の調整が困難であった場合や、介護・障がい者の通所・訪問事業所につきましては、加賀市の職員派遣体制をご活用ください。

問8 派遣元となる施設等の法人は、どのように選ばれるのですか。

答 原則として、市内で応援が必要な施設・事業所の近隣の施設・事業所等であつ同一種別施設等を持つ法人の中から、登録施設・事業所の個々の職員数等の状況を考慮し、事務局で選定します。ただし、不足する人数が多く、同一法人だけでは人数が足りないような場合は、それ以外の法人から選定することになります。

問9 職員派遣の要請を受けたら、必ず承諾しなければならないのですか。

答 要請を受けた時の施設・事業所内の状況等を勘案し、承諾するかどうか判断することになりますが、登録した法人同士の相互応援の枠組みの趣旨を踏まえ、可能な限りご協力くださるようお願いいたします。

問 1 0 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときどうするのですか。

答 応援職員の派遣は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たりますので、厚生労働省の通知に基づき、一時的に人員基準等を満たさなくなる場合でも柔軟な取扱いを行い、直ちに減算となることはありません。

問 1 1 派遣職員の業務の扱いはどうなりますか。

答 派遣職員は、派遣元施設・事業所の身分のまま出張により派遣することになります。なお、派遣職員は、介護する入所者の特性や派遣先施設の設備の状況など、派遣先施設・事業所の特有の事項について、派遣先の指示を受けることになります。

問 1 2 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか。

答 原則として、派遣元法人は感染発生施設へ派遣は行わないこととします。ただし、派遣先の職員の大半が感染してしまい同一法人の職員では対応できない場合など、特別な事情がある場合は、派遣元法人及び派遣職員の同意を得られた場合に限り、派遣元の職員を派遣するものとします。

問 1 3 派遣職員のための一時宿泊施設の手配はされますか。

答 派遣職員は、近隣施設・事業所から派遣されるよう調整を行う予定ですが、家族等への配慮から宿泊施設を利用することも想定されます。その場合は、派遣先で手配していただくことになります。宿泊費は、国の「サービス継続支援事業」の対象経費とすることができます。

また、職員派遣を求めない場合でも、派遣先施設・事業所の職員が家族等への配慮から自宅ではなく宿泊施設を利用することが考えられますので、あらかじめ周辺の宿泊施設等の確保をご検討ください。

問 1 4 派遣職員に係る費用は誰が負担することになりますか。

答 相互応援の制度趣旨から、派遣職員の本給は派遣元が負担するものとしませんが、それ以外の追加費用（旅費、宿泊費、時間外手当等）は派遣先が負担するものとしています。

ただし、派遣元と派遣先の間で、個別に費用負担の協議を行い、合意の上であれば、変更することも可能です。なお、費用については、国の「サービス継続支援事業」の対象経

費とすることができます。

問 1 5 応援協力金・慰労金等は加賀市と協定を締結した法人が支給対象となるのでしょうか。

答 応援協力金・慰労金等は加賀市と協定を締結した法人が対象となります。なお、石川県の要請により、加賀市内施設・事業所等間で応援協力があった際、本来は加賀市と法人で協定を締結する必要があるのですが、石川県と法人の応援協力体制を確認できる資料の写し等をご提出いただくことにより、応援協力金・慰労金等の支給対象とさせていただきます。

問 1 6 応援協力金・慰労金等について、市外施設・事業所等に派遣した場合は加賀市の応援協力金・慰労金等の対象になるのですか。また、市外施設・事業所等が市内施設・事業所等に派遣した際にも、加賀市の応援協力金・慰労金等の対象になるのですか。

答 問 2 の答のとおり、この応援協定は加賀市内の施設・事業所等で感染症が発生した際を想定しております。そのため、市外への派遣は行わず応援協力金・慰労金等の対象にはなりません。

市外施設・事業所等が市内施設・事業所等に派遣した際は支給の対象となります。

問 1 7 派遣職員に対する特殊勤務手当の金額の上限額はありますか。

答 特に上限額は定めませんが、社会通念上妥当と判断される範囲内で、派遣元と派遣先とで協議を行ってください。なお、費用については、国の「サービス継続支援事業」の対象経費とすることができます。

問 1 8 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか。

答 派遣職員は派遣元が雇用していますので、派遣元が損害賠償を負うこととなりますが、その損害が派遣先の指示等により生じた場合は、この限りではありません。損害が派遣職員と派遣先の双方に起因する場合は、協議して損害の負担割合を定めることとなります。

問 1 9 万が一、派遣職員が感染者となった場合、補償はされますか。

答 感染者発生施設・事業所へ派遣される場合は、事務局（市）の負担により傷害保険に加入します。

(保証内容)

	保証金額	条件
死亡又は後遺障害	5,000 万円	発病の日から 180 日以内に死亡又は後遺障害が発生した場合
入院	日額 15,000 円	発病の日から 180 日以内に感染症による治療のため入院する場合
通院	日額 10,000 円	発病の日から 180 日以内に感染症による治療のため通院する場合

なお、感染症発生施設とは別の系列施設へ派遣される場合は、事務局（市）は傷害保険に加入しませんので、必要に応じて、派遣元において加入いただくことになります。

問 2 0 市外で感染症が発生した際、加賀市より職員派遣をする間接的な応援協力等の場合は、保険適用となるのでしょうか。

答 保険適用となりません。そのため、派遣元法人において保険に加入しておく必要があります

問 2 1 PCR検査の費用は感染症対策実施のための必要経費として算定することは可能ですか。(第2版で下線部を追記)

答 PCR検査は高リスクの方をケアしている高齢者施設等に従事する方等を対象としており、感染症が発生し、派遣職員が検査を行い自己負担が発生した際は、国の「サービス継続支援事業」経費の対象となります。なお、問27での答のとおり、派遣職員が事前にPCR検査を受ける際の費用は無料とします。

問 2 2 居宅介護支援事業所の職員は派遣の対象となりますか。(第2版での追加質問)

答 訪問系サービス、通所系サービス、小規模多機能型居宅介護などの多機能系サービス、グループホームや特定施設などの居住系サービス及び施設系サービスの職員を想定しており、居宅介護支援事業所の職員は原則として対象としておりません。

問 2 3 経営者が同じなどの同一グループの別法人間で職員の派遣を行った場合は、加賀市の応援協力金・慰労金等の対象になりますか。(第2版での追加質問)

答 市に要請を行う前に、自主的に同一グループの別法人が職員を派遣した場合は対象となりませんが、市の要請に基づく場合は同一グループの別法人間でも対象となります。

問 2 4 職員派遣後に待機期間を設けて派遣職員が2週間自宅で待機した場合、待機期間の日数分は応援慰労金の対象になりますか。(第2版での追加質問)

答 職員の派遣期間の日数分を対象としており、派遣後の待機期間は対象となりません。

問 2 5 複数回に分けて職員の派遣を行った場合、応援協力金は複数回申請できますか。(第2版での追加質問)

答 職員の派遣を行う際に締結する契約書に記載された派遣期間内であれば、その期間内で職員を複数回派遣しても応援協力金は1回しか申請できません。派遣終了後、新たに別の派遣期間を設けて契約書を締結した場合は対象となります。

問 2 6 応援協力金・応援慰労金は課税の対象となりますか。(第2版での追加質問)

答 応援慰労金は所得税法の規程による非課税所得となりますが、応援協力金は課税の対象となります。

問 2 7 派遣職員に対するPCR検査は無料で受けられますか。(第2版での追加質問)

答 事務局(市)からの要請に基づき、高齢者施設・障がい者施設に派遣される職員については、高齢者施設・障がい者施設への新規入所者と同様に無料とします。

検査を希望する場合は、事前に派遣職員の氏名、生年月日、連絡先、持病等の基本情報を下記連絡先までご連絡ください。(なお、検査結果が出るまでの所要日数は検査日から最短で2～3日となります。)

連絡先：72-8186 (地域包括支援センター)

72-7852 (ふれあい福祉課)

派遣元 \ 派遣先	加賀市内	加賀市外
	加賀市内	○
加賀市外	○	×

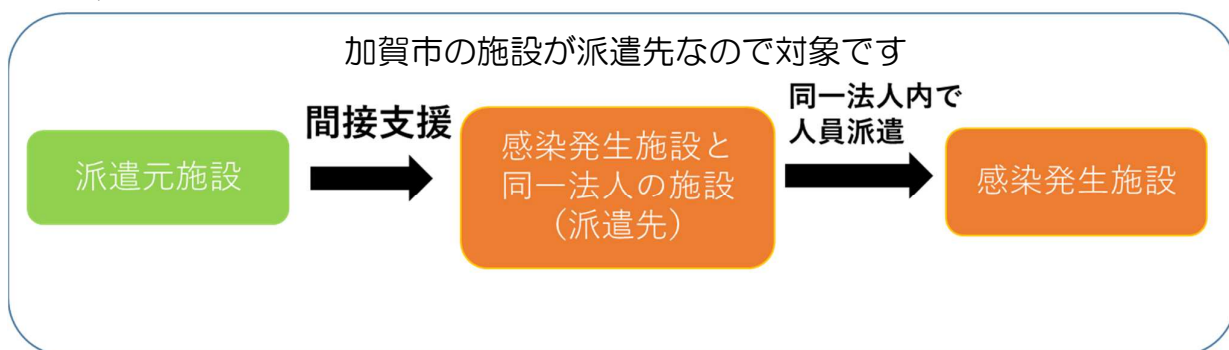
- 応援協定に基づき職員を派遣する派遣先は加賀市内の施設等が対象です。
- 派遣元は加賀市内の施設等を想定していますが、加賀市外でも可能とします。

応援協定における協力の対象となる例

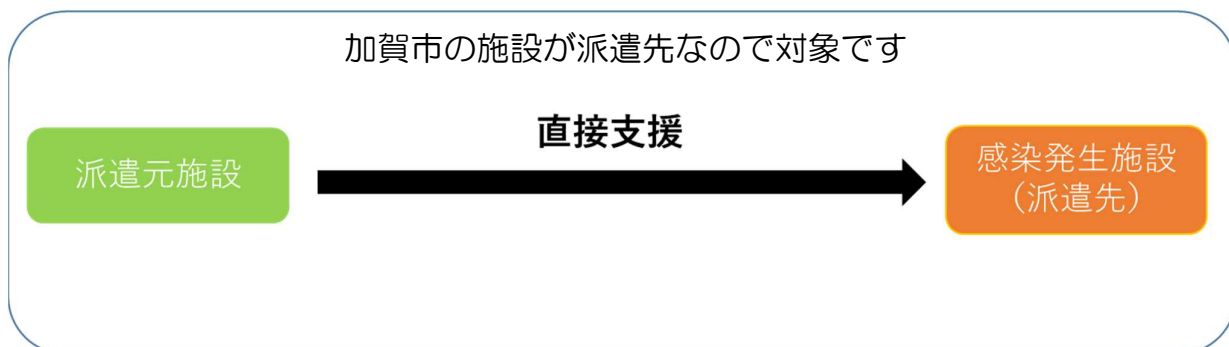
①派遣先は加賀市内の施設が対象です

加賀市

想定例（その1）



想定例（その2）

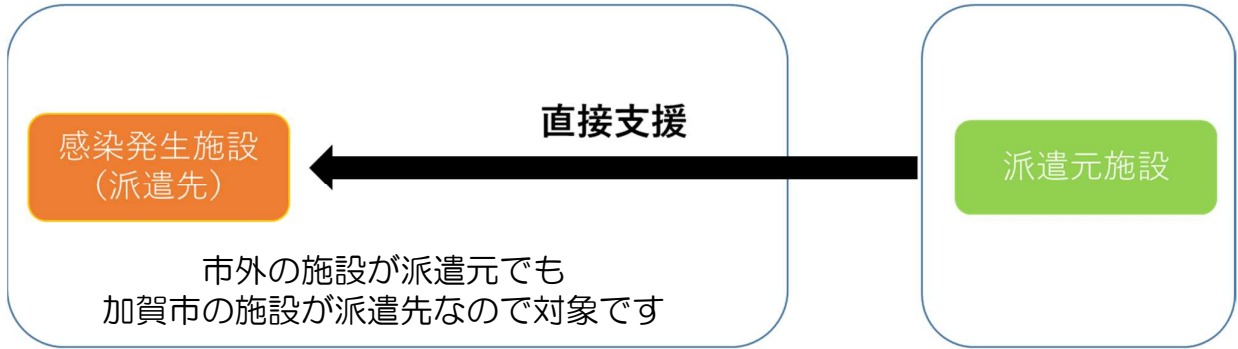


応援協定における協力の対象となる例

②市外の施設を派遣元とするのは可能です

想定例（その1） **加賀市**

市外



想定例（その2）

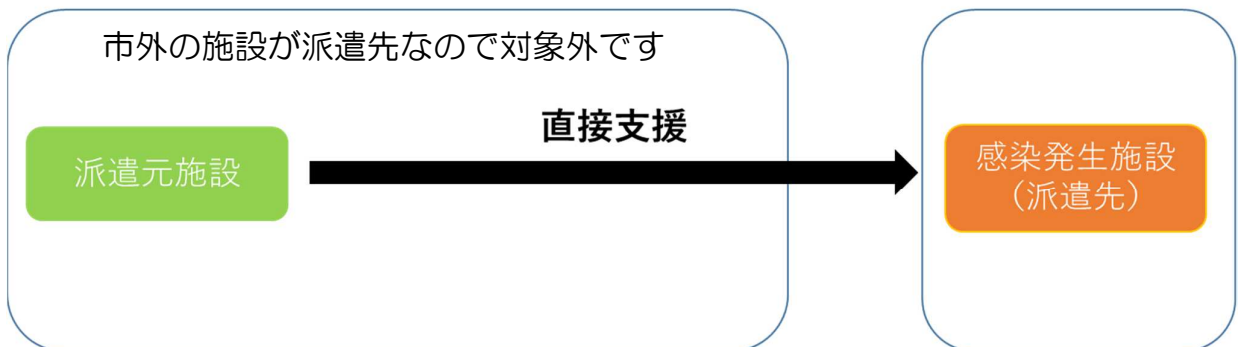


応援協定における協力の対象とならない例

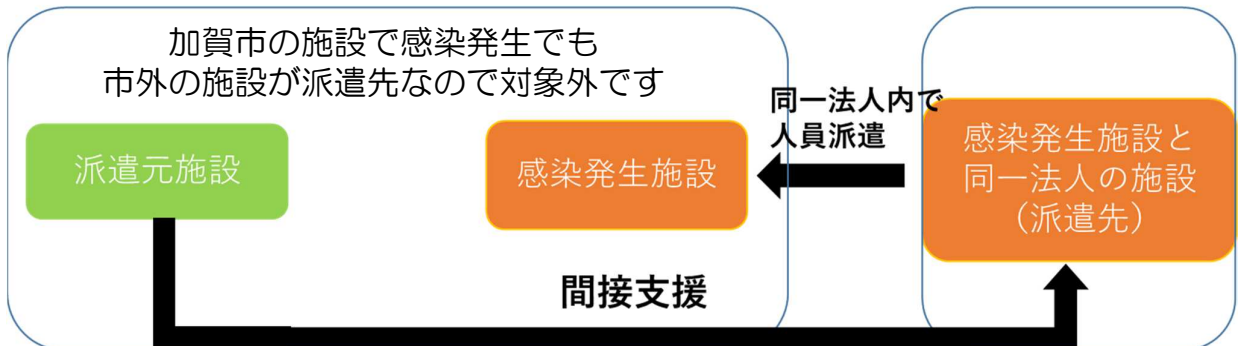
市外の施設は派遣先の対象外です

想定例（その1） **加賀市**

市外

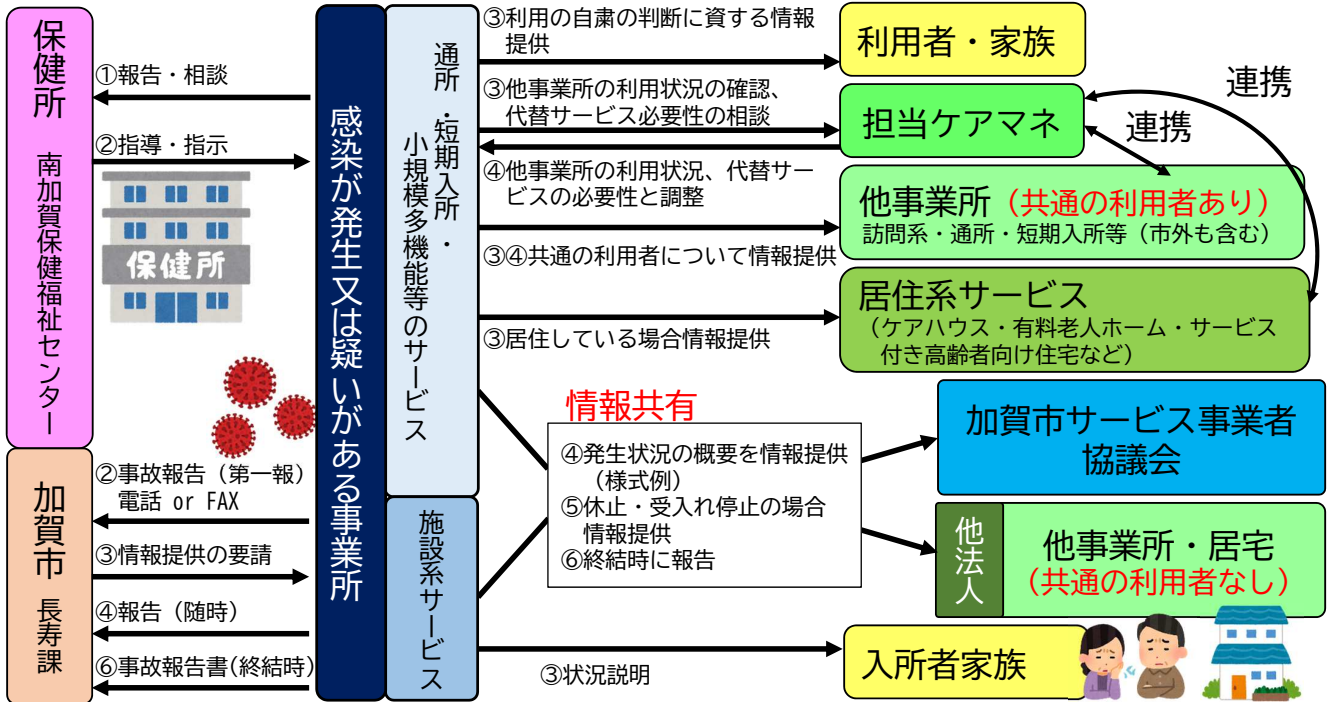


想定例（その2）

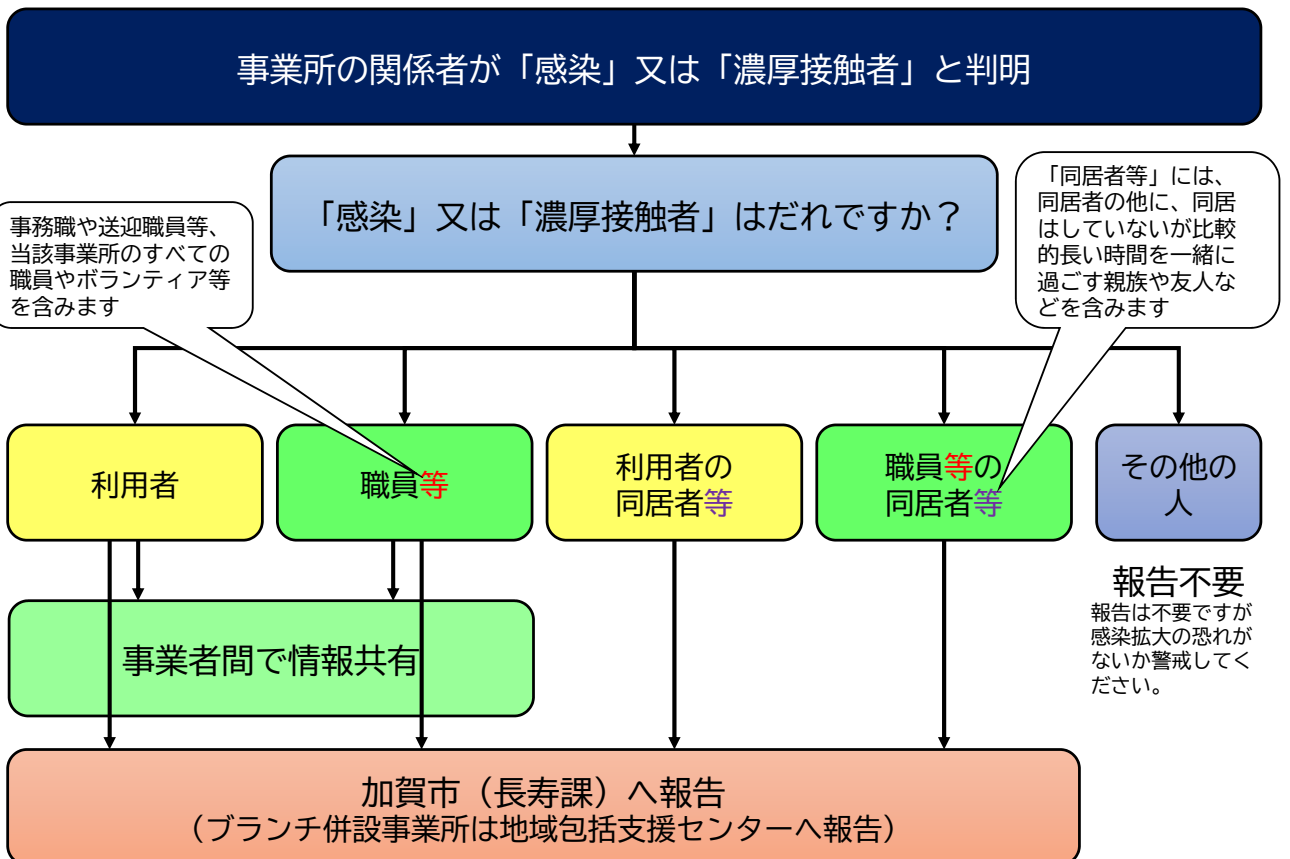


※ ○数字はおおよその優先順位を表しているが、この順に実施する必要はなく、実施可能なところから実施する。
 ※ 「職員等」には、事務職や送迎職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含む。

情報共有の目的 ~感染の拡大を防止する~	情報共有を行う条件
<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の利用者等が利用自粛を判断するための情報を適切に提供する。 ・利用者が共通に利用する他事業所等への感染拡大を防止する。 ・休止や利用自粛による代替サービス等の調整を円滑に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・職員等が感染していることが判明 ・利用者・職員等が濃厚接触者となったことが判明 <p>※市への報告には上記に加え「その同居者等」まで範囲に含みます。(詳しくは下のフローを確認してください。) ※石川県指定事業所は石川県(長寿社会課)へも報告が必要</p>



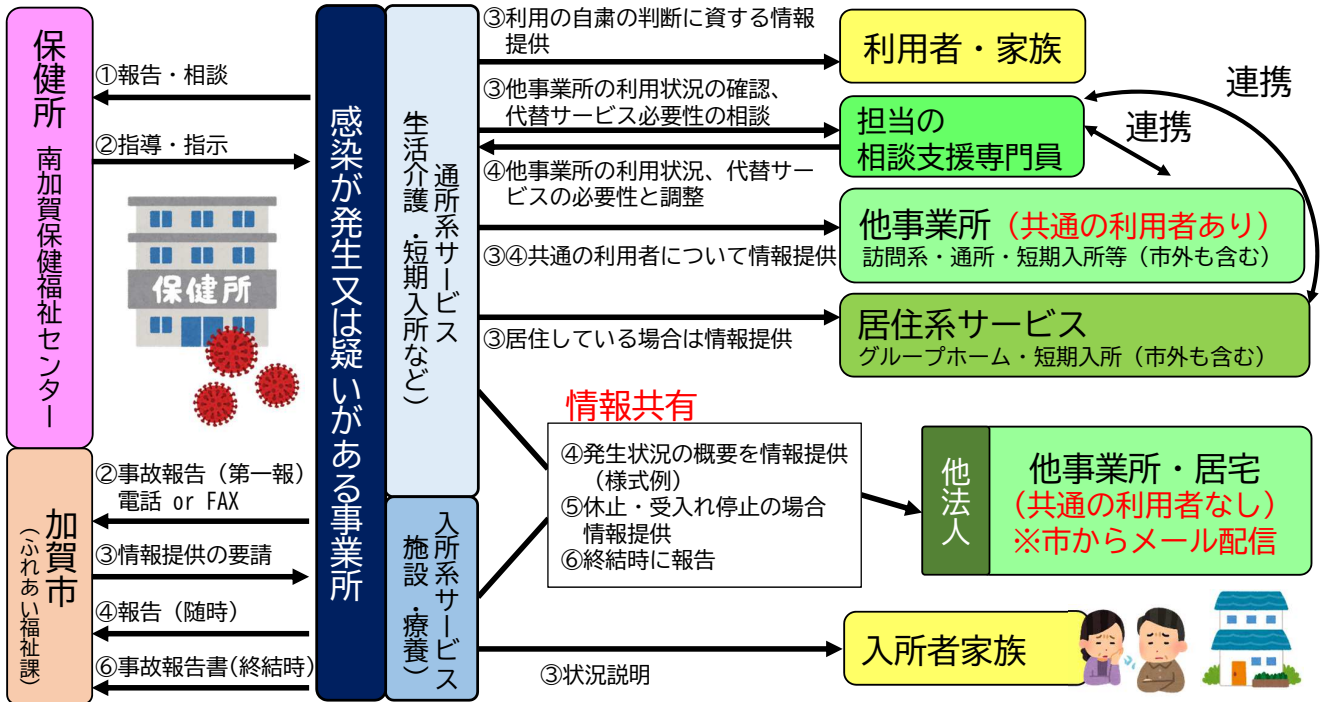
新型コロナウイルス感染症発生(又は疑い)時の市への報告 及び 情報共有の対象範囲について



新型コロナウイルス感染症発生(又は疑い)時の市への報告及び情報共有について(障がい事業所)

※ ○数字はおおよその優先順位を表しているが、この順に実施する必要はなく、実施可能なところから実施する。
 ※ 「職員等」には、事務職や送迎職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含む。

情報共有の目的 ~感染の拡大を防止する~	情報共有を行う条件
<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の利用者等が利用自粛を判断するための情報を適切に提供する。 ・利用者が共通に利用する他事業所等への感染拡大を防止する。 ・休止や利用自粛による代替サービス等の調整を円滑に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・職員等が感染していることが判明 ・利用者・職員等が濃厚接触者となったことが判明 ※市への報告には上記に加え「その同居者等」まで範囲に含みます。(詳しくは下のフローを確認してください。) ※石川県指定事業所は石川県(障害保健福祉課)へも報告が必要



新型コロナウイルス感染症発生(又は疑い)時の市への報告 及び 情報共有の対象範囲について

